総会

自治体などへのPR活動を強化

日本SPR工法協会南関東支部

日本SPR工法協会南関東支部（東照男支部長）は2日、横浜市内で第12期定時総会を開き、デモ施工・現場見学会を通じた各自治体・コンサルタントへのPR活動の強化などを盛り込んだ事業計画と予算を承認した。役員の一部改選では、染谷眞之氏（日本サービス）を理事に選任した。

あいさつの中で東支部長＝写真＝は、東日本大震災について触れ、「われわれ協会からも犠牲者が出ている。今こそ会員が一丸となり、被災した方たちをフォローしていかなければならない」と会員に協力を求めた。

続いて、同協会本部の伊藤博専務理事が、「震災により管路の耐震化工事がより注目される。デモ施工や講習会を通じて他工法との差別化をPRしていこう」と呼び掛けた。

議事では、震災に伴い過去にSPR工法で施工した現場の追跡調査など事業計画を承認。そのほか、新規加入会員として旭建設、ティー・エム・サービス、テクノジャパン、譲原建設を紹介した。

リスクアセスで講習会開く

相模原労基署

相模原労働基準監督署は5月27日、相模原市内で建設業向けのリスクアセスメント促進講習会を開き、建設業労働災害防止協会神奈川支部相模原分会（篠崎栄治分会長）の会員約30人が参加した。

同監督署の安食正明署長＝写真＝は、「労働安全衛生法は事故自体を罰するのではない。法令違反を問う。労働災害が発生しなければいいのではない。本年度は各社を直接訪問し、安全管理の自主的な能力をアップさせたい」とあいさつ。高山博光次長は、「リスクアセスメントの実施自体が目的ではなく、事前対策が重要。きょうの安全措置があしたにつながる」と注意を呼び掛けた。

本年度に同監督署は市内25社をモデル企業として選定し、7月にリスクアセスメントに対する取り組み状況を検証。来年度に向けた課題を整理し、2012年1月以降に各社代表へ改善方法などを要請する。

安全大会

労災ゼロの継続を誓う

富士防

富士防（横須賀市、岡田成煥社長）と同社安全衛生協力会（松下和徳会長）は2日、横須賀市内で第8回安全衛生推進大会を開き、三大災害の絶滅、安全施工サイクル運動の推進、安全衛生教育の末端までの徹底などを掲げ、労働災害ゼロの継続を誓い合った。

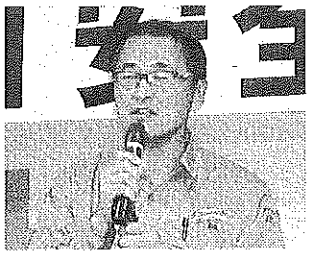

岡田社長＝写真＝は、1年間の無事故無災害の達成を報告した上で、「安全大会は、安全の決意を新たにしていくための絶好の機会」とあいさつ。また、安全な職場を目指すため、危険要素を可能な限り排除する努力と意識を持つよう、参加者に呼び掛けた。松下会長は、「安全教育や作業確認を徹底し、安全管理に取り組んでほしい」と協力を求めた。

大会では、安全宣言のほか、横須賀消防局消防救急課の小澤光男課長が「東日本大震災を教訓とした地震・津波について」をテーマに講演。優良協力会社などを表彰した。

警察への震災支援で感謝状

ヤマヤ土建など5社

神奈川県鶴見警察署は5月27日、東日本大震災の発生に伴う警察への支援活動に対し、ヤマヤ土建（山谷朋彦社長）など鶴見区内に本社を置く建設業関連5社に感謝状を贈った。

感謝状を受けたのは、3月11日の震災当日に徒歩帰宅者へ避難・待機場所を提供したナイス（平田恒一郎社長）や、計画停電に伴う信号滅灯対策のため発動発電機を提供したヤマヤ土建と東亜鉄工（中島義幸社長）、信号機と発動発電機をつなぐケーブルを提供したカワデン（松柳博社長）と京三製作所（西川つとむ社長）。鶴見区内で滅灯していた信号は29カ所で、発動発電機やケーブルなど自社所有の機材を提供し、警察の円滑な緊急活動に協力した。

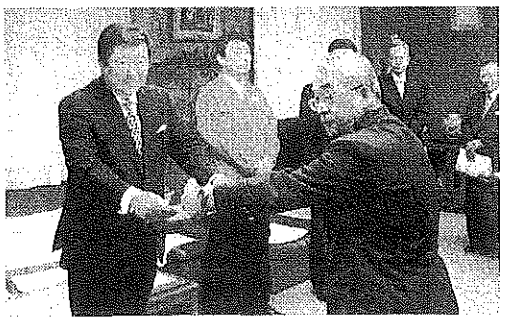

感謝状を受ける山谷社長（左）

「節電ビズ」をスタート

河本総合防災

河本総合防災（相模原市中央区、河本俊二社長）は、クールビズをさらに一歩進めた「節電ビズ」を1日に開始した。特別に製作したオリジナルポロシャツやワイシャツ＝写真＝を従業員に支給し、社内での着用を義務付け、夏期の電力不足時の節電対策とする。

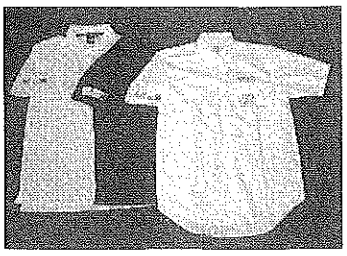

すべてのシャツの右腕部分には「がんばろう！ニッポン！」と印刷し、東日本大震災の復興支援の決意を表した。

社外では、顧客訪問時などTPOに応じてジャケットやワイシャツ、ネクタイを着用。同時に自社事務所内の空調使用を極力控え、電気や照明も必要個所に限定。サマータイム制度を導入して残業時間を短縮する。

河本社長は、「節電対策の声を上げるだけでなく、総合防災企業のわれわれが率先して実践することで節電、さらに防災意識を広めたい」と話す。

マルチ情報

リフォーム・マンション

国交省 マンション監督処分基準

国土交通省は、マンション管理業者の違反行為に対する監督処分基準を改正した。マンション管理適正化法の省令見直しを踏まえ、マンション管理業者が管理組合事務に関する財産の分別管理義務に違反した場合の業務停止期間を定めた。

マンション管理適正化法の改正省令は、マンション管理業者に対し、管理組合から委託を受けた財産を分別管理するよう義務付けた。これを踏まえ、監督処分基準に分別管理義務違反に対する処分を設けた。

具体的な基準は、▽管理受託契約で修繕積立金などの保証契約を締結しなかった▽修繕積立金などを改正省令の規定に違反して必要な収納口座か